

目 次

2006 年度の所期の目標

入学者の確保

カリキュラムの着実な実施と教育目標の達成

2006 年度の教学課題の取り組み

施設・図書

研究

認証評価機関による認証評価

2006 年度の所期の目標

1 入学者の確保

2006 年度についても法科大学院入試は、「公平性、公開性、客観性、多様性」を守りながら、未修 50 名、既修 100 名の定員に優秀な入学者を確保することを目指した。そのため、書類点や自己推薦書の記述項目などに改善を加えた（入試）。

法科大学院の入試方式としての制約がある中で、本学法学部から優秀な入学者を確保することは重要な課題である。しかし、現状では漸減傾向にある。原因を分析し、具体的な打開策を打つ必要がある。

2 学力形成

新司法試験をクリアして法曹への道を拓くとともに、特色ある質の高い法曹を送り出していくことが重要である。本学は「地球市民法曹」の養成を教学理念に掲げているが、グローバルな視野の形成、鋭い市民感覚を養成する科目群を置き、履修プログラム化することでこれに対応している。

2006 年度は完成年度であるため、次年度に向けてカリキュラムの改正のための検討と作業を完了させる必要がある。

3 進路就職

2006 年 5 月の第 1 回新司法試験の結果は、27 名の合格者にとどまりそれ自体満足に行く数字ではなかった。新司法試験の結果のみならず、司法研修所やさらには法曹としての就職後の本学修了者の状況を法科大学院カリキュラムにフィードバックし、カリキュラムの高度化を図ることが必要である。

2007 年の第 2 回司法試験出願者は、2006 年の修了者を含めて 5401 名であり、2007 年新規修了者見込み数をも下回る数であった。最終の合格者数は 1800～2200 名の間、合格率は 33～40%程度が見込まれている。本学がこの中でしかるべき地位を保持するためには、前年比倍増の合格者を輩出する必要がある。

入学者の確保

1 前期入試（2006年9月実施入試）

2007年度は、従来のA方式とA方式を廃止し、これに代わって未修専願のA方式、B方式と同じ法律科目試験4科目で実施する既修未修併願のAB方式で入学試験を実施することとした。全国の法科大学院の入試期日が9月からの秋学期に集中し、かつ、適性試験受験者とりわけ社会人・非法学部出身者の受験母体層が前年度比からさらに低下する中、2007年度の前期入試は、京都衣笠と、東京の2箇所を試験会場とし、前期（二次選抜は2006年9月23日、24日実施）は、A方式（未修者専願）、AB方式（未修者・既修者併願）、B方式（既修者専願）の3方式で入学試験を行った。

その結果、前期各方式合計890名、A方式286名、AB方式136名、B方式468名（昨年前期1045名、A方式347名、A方式181名、B方式517名）の志願者を集め、319名（昨年前期304名）の合格者を発表し、190名（昨年180名）の第1次手続者を得た。このうち、未修者は69名（昨年68名）、既修者は121名（昨年111名）である。志願者数では昨年を下回っているが、一次手続者数としては、過去最大の数値である。

受験母体層が大幅に減少し、本研究科出身者の新司法試験合格率が30パーセントを下回る中で、今のところ、ほぼ確保目標人員の1.5倍を超える190名近い第1次手続者を確保することができたことは、一応の成果といえよう。しかし、第2回目の新司法試験結果が芳しくなければ、それは志願者の数や質にも影響を与えるおそれがあると思われる。

2 後期入試（2007年2月実施入試）

2007年度後期入試は、京都衣笠と、東京の2箇所を試験会場とし、2007年2月25日を二次選抜期日として実施された。これは、従来どおり、A方式、B方式のみでの実施である（東京については、いずれもB方式のみ）。各方式合計253名、A方式83名、B方式170名の志願者を集め、32名の合格者（昨年後期34名）を発表した。このうち、未修者は6名（昨年7名）、既修者は26名（昨年27名）である。

3 入学者の内訳等

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人（大学または大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）は、志願者766名、合格者188名で、入学者は85名であった。法学部以外の学部出身者は（志願者、合格者、入学者）それぞれが、文系学部（232、49、23）、理系学部（35、8、4）、保健（7、1、1）、その他（14、5、2）であった。

入学者の男女比率は、2006年度は既修者では女性22名対男性73名であった。未修者では女性31名対男性19名で女性が上回った。

2006年度の休学者は9名（継続中3名、新規6名）、退学者は2名、死亡除籍1名があった。休学理由としては、「病気」が多いという特徴がある。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者があり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

4 2007年度入試のまとめ

以上のように、2007年度の入学試験では、前年度に引き続き、法曹に適したと思われる人物を幅広

く選抜することに、一定の成果をあげたものと思われる。

学園内では、今次司法制度改革のわが国における意義を踏まえ、これに応える優れた人材を法科大学院に進学させて社会に輩出することが、引き続き、最重要課題の一つとして位置づけられることが必要である。そこでは、本学の学生・生徒の多くが、この法曹という仕事の社会的意義に関する認識を深め、その進路を希望することが望まれるとともに、法曹を希望する学生・生徒が、論理的判断力、分析的判断力、長文読解力、一般教養といった適性試験で問われるような力を日ごろから意識的に養うことができるように、工夫・援助をしていくことが課題である。

同時に、法科大学院の門戸が広く非法学部出身者にも開かれていることを考慮して、法学部では新司法試験制度にはっきりと軸足を移して それを見据えた法学部教育の強みを発揮することが、非法学部では各専門分野に応じた強みを発揮することが、いっそう要請される。

法科大学院の入学資格である適性試験受験者は、2003年度から2006年度にかけ、大学入試センター実施のものが39,866名、24,036名、19,859名、16,625名、2003年から2005年にかけ法務研究財団実施のものが20,043名、13,993名、10,725名となり、進学母体層は減少している。

入学者を出身大学別に見ると、2006年度は、立命館大学36名、同志社大学22名、関西大学9名、京都大学8名、早稲田大学7名の順である。ただし、関西出身者が首都圏の大学に進学してUターン入学する場合もあるため、出身大学は出身地とは必ずしも相関しない。本学入学者の特色としては、2006年度も自大学法学部出身者の比率が比較的高く145名中36名(25.0%)になっている。

カリキュラムの着実な実施と教育目標の達成

1 2006年度の課題

2006年度は法科大学院完成年度であり、カリキュラムは内容の部分的な改善を除き2005年度を踏襲した。これの完全な実施をすることがまず第一の課題である。

2007年度からはカリキュラム改革が可能となり担当者の変更も容易となることから、法科大学院開設後に明らかになった新司法試験の選択科目への対応を行うことを中心とするカリキュラム改革を実施することが必要となる。

2006年9月に、衣笠キャンパスの西園寺記念館から朱雀キャンパス中川会館への移転を滞りなく実施することが必要である。施設条件の整備はもとより、時間割や教室使用についても、朱雀での条件を十分に生かしたものとすることが求められる。

2006年9月末には第1回新司法試験の最終結果が発表されるので、これを受けて正課・課外での対処を早急に実施する(これについては、課外を中心とする緊急対策の進捗状況、正課課題文書参照)。正課については、2007年度改革は、同年度後半期実施予定の認証評価機関による第三者評価があるため最小必要範囲にとどめたが、2008年度以降の中期的展望を持ったカリキュラムの見直しを実施する。

進路就職については、厳格な成績評価と修了判定が求められる法科大学院にあって、2006年3月の1期修了生についても厳格にそれを実施することがまず第一の課題である。その上で、修了できなかった者への履修指導を行うとともに、修了生が新司法試験を受験するまで、さらには不合格が確定した者に対して施設利用などの手当てや学習指導制度を確立することが必要である。

修了生に対しては、法務専修生制度を発足させた。その結果、98人が登録を行った。法務専修生に

については、自習室の余剰 40 席の割り当て（実際には 23 名が利用）LET の利用ができるようにする等の対応をした。

なお、新司法試験研究会が実施している答案練習会や弁護士ゼミ、エクステンション企画については、法務専修生に限らず利用の便宜が図られている。

2006 年度の教学課題の取り組み

1 カリキュラムの実施状況

平成18(2006)年度 立命館大学法科大学院 「履修登録状況」一覧

科目群	科目名	履修登録者数
法律基本科目	憲法	51
	民法Ⅰ	51
	民法Ⅱ	50
	民法Ⅲ	50
	民法Ⅳ	50
	民法Ⅴ	50
	刑法Ⅰ	51
	刑法Ⅱ	51
	商法Ⅰ	51
	商法Ⅱ	52
	民事訴訟法Ⅰ	50
	刑事訴訟法Ⅰ	50
	行政法	144
	行政救済法	144
	憲法演習	141
	民法演習	142
	刑法演習	141
	商法演習	141
	民事訴訟法Ⅱ	141
	刑事訴訟法Ⅱ	145
民事訴訟法演習	142	
刑事訴訟法演習	143	
実務基礎科目	LR&W	144
	法曹倫理	143
	要件事実と事実認定	143
	法曹英語	15
	公法実務総合演習	133
	民事法実務総合演習	133
	刑事法実務総合演習	133
	リーガルクリニックⅠ	58 注1
リーガルクリニックⅡ	11 注1	
エクスターンシップ	63 注2	
基礎法学・隣接科目	現代法理論	18
	公共政策	17
	生命倫理と法	19
	法と心理	74
	法の歴史	55
	ジェンダーと法	41
	比較法	27
	紛争解決と法	7
司法制度論	46	

注1:リーガルクリニックⅠ、同Ⅱは夏期集中および後期の合計。

注2:エクスターンシップは春期および夏期集中の合計。

注3:英米法と外国法務演習は別途募集。

※数値は平成18(2006)年5月1日現在。

科目群	科目名	履修登録者数
先端・展開科目	英米法	1
	ヨーロッパ法	21
	アジア法	6
	外国法務演習	1
	現代法務特殊講義	39
	情報法	65
	金融法	16
	保険法	14
	独占禁止法	25
	倒産処理法	26
	企業法務Ⅰ	87
	企業法務Ⅱ	74
	企業法務演習	47
	税法務Ⅰ	39
	税法務Ⅱ	48
	税法務演習	23
	国際取引法務Ⅰ	6
	国際取引法務Ⅱ	13
	国際取引法務演習	6
	知的財産法務Ⅰ	29
	知的財産法務Ⅱ	27
	知的財産法務演習	23
	国際法	9
	国際私法	15
	国際民事訴訟法	10
	現代社会と犯罪	57
	少年法	28
	公共法務Ⅰ	119
	公共法務Ⅱ	93
	公共法務演習	19
	刑事法務Ⅰ	41
	刑事法務Ⅱ	84
	刑事法務演習	32
	国際人権法務Ⅰ	7
	国際人権法務Ⅱ	6
	国際人権法務演習	7
	環境法務Ⅰ	53
	環境法務Ⅱ	25
	環境法務演習	16
	子どもと人権	57
	高齢化社会と法	61
	現代社会と事故	15
	外国人と人権	28
	都市政策	32
	家事法務Ⅰ	77
	家事法務Ⅱ	27
	家事法務演習	20
	消費者法務Ⅰ	59
	消費者法務Ⅱ	72
	消費者法務演習	37
	都市・住宅法務Ⅰ	15
	都市・住宅法務Ⅱ	46
	都市・住宅法務演習	6
	労働法務Ⅰ	52
労働法務Ⅱ	52	
労働法務演習	54	

(1) 法律基本科目

L1 科目

法学未修者の1年次には、法律基本科目のうち講義科目が必修という形で開講されている。入学者は、同一クラスですべての科目を受講する。

民法、商法科目で、授業アンケートの満足度、理解度が他の科目に比べて低めの科目がある。しかも前年度から同一傾向の科目があるので、改善が必要である。また、この科目では、定期試験でのC、F評価の割合（つまり再試験対象者）がかなり高く、最終的には再試験結果により他科目と大きな差のないF評価率となる傾向がある。2年目には既修者と同一クラスで演習を受講することになるので、さしあたってそれに必要な知識と応用力を身につけるといふ点から、一定の水準が要求されることはもちろんであるが、特にL1の前期、後期それぞれの段階で到達水準をどのように設定すべきかについては、さらに検討を深め、科目担当者間の共通認識とすることが求められる。

L2・S1 科目

L2・S1の院生にとっては、演習科目が学修の中心に位置付けられ、各科目につき、各5クラスで開講されている。このうち民法演習、商法演習の5クラス間での満足度や、理解度の差がみられることが、昨年度から改善課題として取り上げられていた。すなわち「2005年度自己評価報告書」において、その要員として「カリキュラム編成上の問題（科目内容の範囲が広く教育内容の密度が濃すぎる、あるいは科目の性質上、未修者には理解が難しい内容である）」と、さらに担当者の教育方法・内容上の工夫を要するもの（最初の導入部分を分かりやすくする工夫、LETで事前に予習課題、文献等を入力し事前学習を活性化させる、演習の終わりには教員がまとめを行う）の双方があると思われるが、これらを改善することが今後の課題である」と指摘していた。しかし昨年度と比較して改善されているとはいえない。これらの演習科目では、2007年度から内容と運営方法が大きく改革されるので、その細部を詰める過程で確実に問題の解消が図られることが望まれる。

演習についてはL2、S1の合同クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、概ね相互に良い影響を与え合っているものと認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が特に高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）において2007年度より2グレード制を実施することとした。

必修講義科目・演習（実務総合演習）

必修講義科目や演習（実務総合演習）はクラス指定であるが、相当数のクラス変更希望があるのが法科大学院の特徴である。受講したい科目との時間割上のバッティング、社会人の勤務の都合など、所定の理由あるものについて、クラス運営上の支障を生じない人数の範囲でクラス変更を認めている。しかし、2006年度には申請の途中取り下げが複数発生する等の問題を生じた。安易な申請をさせない指導が必要である。

(2) 実務基礎科目

その他の科目

公法、刑事法及び民事法実務総合演習を開講している。L3・S2を対象とし、必修科目である。それぞれ法領域の知識を統合し、理論的のみならず、実務の基礎をも修得するという意味で、法科大学院の特徴を示す科目である。また、研究者教員と実務家教員の共同担当が実現している科目でもある。院生にとっては「まとめ」的な意義をもつ。このうち、2005年度前期の授業アンケートで理解度、満

足度が高くなく、内容的にもやや実務的過ぎる等の課題があった民事法実務総合演習は、取り上げるテーマ、運営方法（1テーマ4週から3週へ、期末の2回の論述試験と講評検討授業への組替え）を行い、一定の改善をみた。しかし、取り上げるテーマの少なさから、民事法全体の復習の指針にならないという声もなお多かった。新司法試験の成績結果でも、民事法系が特に弱く出ている。そこで、2007年度からは基礎知識のより幅広い復習と、論述能力、また民事法領域で重要となる要件事実論の応用的要素をさらに盛り込むことを中心とした内容の改革を実施する。実務総合演習科目では、研究者と実務家の教員が複数担当しているが、このチームティーチングをより実質化することが課題となっている。そのためには、カリキュラムの制度枠組みに留まらず、内容、テーマと教授方法に関する共同研究を深める必要もあろう（教科研究会の定期開催など）。

また、公法、刑事法、民事法の全ての実務総合演習科目で、履修前提科目（民事は要件事実と事実認定も含む）のGPAによる2グレード別クラスとして、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように改善を図る。

実務基礎科目

実務基礎科目として開講している10科目のうちリーガルクリニック（法律相談）、リーガルクリニック（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本法科大学院のカリキュラム上の大きな特色である。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出と事後指導のスタイルは定着してきたといえる。

今年度は初めてのL3を含む150名規模での実施となった。受講の内訳はリーガルクリニック58名、リーガルクリニック11名、エクスターンシップ63名であった。法律事務所におけるエクスターンシップは、京都市という地域性からその数を飛躍的に拡大させることが困難であるといえる。自治体における受け入れも限界があるのが実情である。リーガルクリニックについても、扱うテーマとの関係で受講整数を大きくすることには問題が残される。そのため、2005年度では夏季集中のみであったが、今年度は後期開講期間中にも朱雀のリーガルクリニック施設を使って法律相談を行った。リーガルクリニックの夏季集中は舞鶴市において実施しているが、これは本学と同市の学术交流協定にもとづくものであり、同市の多大の援助をえている。この結果、後期のリーガルクリニック、とも毎回予定を超える相談者があった。担当者による広報活動を行った成果でもあろう。リーガルクリニックについては、授業としての位置付けを超えて地域への貢献事業として行うべきであるという意見もある。確かに今年の経験は、この地域での法律相談の潜在的な需要を感じさせた。しかし、土日の実施となることから、担当教員、職員体制など検討すべき課題がある。さらに、リーガルクリニックについては、協力弁護士の位置付け処遇についても整理検討すべきである。

リーガルリサーチ&ライティングは、必修科目であるが、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置されている。そのため、受講時には法律の学習水準が異なっていた。2006年度は未修者向けと既修者向けのクラスに分け、担当者も別とし、受講者にマッチした授業内容と方法が追及できるように改善した。これは所期の成果を上げたものと評価できる。

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は4単位以上（2科目）を修得しなければならない。現在9科目を開講している。学年150名の規模であるから、開設科目数としては十分であると思われる。一部に講義科目としても受講者がやや多い科目がある。一般的傾向として、全科目でGPAは法律基本科目GPAを上回っている。基礎・隣接科目や次項の先端・展開科目では、問題関心にそって選択された少人数クラスが

多い結果、教育効果を上げていると見ることもできる。しかし、科目毎の成績分布と照合しながら、全体とのバランスを欠いていないかどうか、さらに慎重に分析されるべきである。

この分野に今後どのような科目を配していくかについては、先端・展開科目の共通科目のあり方と共に、2008年度以降のカリキュラム改革課題になろう。

(4) 先端展開科目

3つの法務プログラムに講義2科目と演習1科目からなる科目パックを4つずつ配置して、専門性を体系的に深められるよう工夫している。消費者破産を取り上げる消費者法務に受講者(新司法試験選択科目で倒産法選択者)が集中する傾向があったが、2007年度は倒産処理法演習を開設することで改善される見込みである。同じく受講者が多い公共法務では2006年度はクラス分割を行った。労働法務、同演習についても、新司法試験での労働法選択者の多さから見ると、受講規模が大きいまま今後も推移すると考えられ、何らかの対策が必要である。

公共法務については、クラス分割したものの、学生の受講辞退によって最終的には70名台にまで大幅に受講者数が減った。前期成績の結果を受けて、後期の受講を辞退することから生じたことであるが、辞退制度のあり方について検討の余地がある。

アメリカン大学との協定に基づき実施している英米法と外国法務演習は、2006年度も受講者希望者が僅少であった。すでに2007年度開講に向けて広報を強化(参加者による報告会など)するなどしているが、院生の反応は芳しくない。新司法試験が競争試験化し、法科大学院の正課と試験準備で慢性的な「時間不足」となっている現状では、母体層を形成するのはなかなか困難な状況がある。しかし、「地球市民法曹」養成の目玉となる科目群であり、本学法科大学院が輩出する法曹の「質」を高め、ひいては法科大学院自体の地位を高めるためには、この困難を乗り越える必要がある。さしあたり2007年度より、先端展開科目の共通科目として2年目以降に受講が認められているところ、共通科目全体について未修1年目から受講を認めるように変更する。

京都セミナーは、2005年度は9月に実施したが、今年度は9月に朱雀移転があったため、2007年2月5日～8日に実施した。「グローバル化時代の日本法」のテーマで本年は立命館大学のほか学習院大学、シドニー大学、オーストラリア国立大学、ニュー・サウス・ウェールズ大学より講師を招聘し、参加者数45名(うち聴講生5名、法科大学院生は17名)で実施した。また、引き続き、2月10日にはシンポジウム「国境を越える教室 - トランスナショナルな法学教育の可能性」を開催した。これには学内外から52名の参加があった。京都セミナーについても、当初は法科大学院からの正課科目としての受講者がなく、かつ、受講登録制限との関係で追加登録が無理であったため、春期のエクスターンシップと同様に、2007年度前期科目として単位登録する措置をとった(2月にセミナーが実施された今年度限りの措置である)。これまでは、法学研究科科目の他研究科受講扱いであったが、2007年度は法務研究科と法科大学院の共同開講とする。

英米法、外国法務演習、京都セミナーは、文部科学省の法科大学院形成支援を得て専門スタッフを雇用することによって、初めて実施が可能となった。2007年度については、法科大学院教学におけるこれらの科目の重要さに鑑み、大学の教育力強化予算で手当てがなされる。しかし、財政的、スタッフ体制について、2008年度以降の展望をもてなければならぬ。そのためにも、科目の位置付けに相応しい受講者数を確保しなければならない。

なお、同じく形成支援によるプログラムとしてのリーガルクリニックセミナーは、「当事者支援のクリニックを目指して」のテーマで3月3日にリーガルクリニックの担当教員、協力弁護士を中

心に開催され、約 40 名の参加があった。

大阪弁護士会との提携科目として、現代法務特殊講義（テーマ「民事介入暴力」担当者・野村太爾弁護士）を前年度に続き開講した。大阪オフィスとつないだ遠隔授業である。

応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックの受講者を中心に履修指導を行った。

（５） 定期試験・再試験

2006 年度の定期試験および再試験の日程はつぎのとおりである。

前期定期試験

試験日	時限	科目名	担当教員
7月28日	1	要件事実と事実認定	葛井 久雄 黒野 功久
	2	民法Ⅰ	大河 純夫
	3	行政法	北村 和生 安本 典夫 北村 和生
	4	刑法Ⅰ	松宮 孝明
7月29日	1	法曹倫理	岡本 正治
	2	刑法Ⅱ	上田 寛
	3・4	刑事法実務総合演習	松宮 孝明 生田 勝義 上田 寛 指宿 信 久岡 康成
	2	憲法	市川 正人
7月31日	3・4	商法演習	山田 泰弘 吉川 義春 竹瀆 修 品谷 篤哉
	2	民事訴訟法Ⅱ	酒井 一
8月1日	3	民法Ⅱ	和田 真一
	4	刑事訴訟法Ⅱ	指宿 信 久岡 康成

前期再試験

試験日	時限	科目名	担当教員
9月4日	1	刑事訴訟法Ⅱ	久岡 康成 指宿 信
	2	刑法Ⅱ 法曹倫理	上田 寛 岡本 正治
	4	刑法Ⅰ	松宮 孝明
	5	商法演習	竹瀆 修 品谷 篤哉 吉川 義春 山田 泰弘
	1	行政法	安本 典夫 北村 和生
9月5日	2	憲法	市川 正人
	4	民法Ⅰ	大河 純夫
	5	民事訴訟法Ⅱ	酒井 一
9月6日	1	要件事実と事実認定	葛井 久雄 黒野 功久
	4	民法Ⅱ	和田 真一 松本 克美 二宮 周平 和田 真一 中井 美雄
	5	民法演習	

後期定期試験

試験日	時限	科目名	担当教員
1月24日	2	民法Ⅲ	小山 泰史
	3	民事訴訟法演習	酒井 一 吉川 義春 佐上 善和
	4	民法Ⅳ	花立 文子
1月25日	2	商法Ⅱ	品谷 篤哉 藤田 正隆
	3	刑事訴訟法演習	指宿 信 森下 弘
	4	商法Ⅰ	品谷 篤哉
	1	民法Ⅴ	本山 敦
1月26日	3	行政救済法	北村 和生 安本 典夫
	4	民事訴訟法Ⅰ	佐上 善和
1月27日	1	憲法演習	市川 正人 大久保 史郎 中島 茂樹
	2	刑事訴訟法Ⅰ 要件事実と事実認定	指宿 信 葛井 久雄
	3	民事法実務総合演習 法曹倫理	二宮 周平 岡本 正治

後期再試験

試験日	時限	科目名	担当教員
3月6日	1	商法Ⅰ	品谷 篤哉
		行政救済法	北村 和生 安本 典夫
	2	刑事訴訟法Ⅰ	指宿 信
		刑事訴訟法演習	藤田 正隆 指宿 信 森下 弘
3	商法Ⅱ	品谷 篤哉	
	民法Ⅴ	本山 敦	
4	憲法演習	市川 正人 大久保 史郎 中島 茂樹	
	1	法曹倫理 民法Ⅳ	岡本 正治 花立 文子
3月7日	2	民法Ⅲ	小山 泰史
		刑法演習	上田 寛 生田 勝義 松宮 孝明
	3	民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法演習	佐上 善和 酒井 一 吉川 義春

(6) 成績疑義照会

成績疑義照会制度は 2005 年度後期試験より実施している。2006 年度においては前期 4 件、後期 4 件の疑義照会があった(異議申し立ては 0 件)。疑義照会の理由説明等からみて、制度の趣旨が院生に周知されたと評価できる。

定期試験については担当教員より解説・講評が公表されている。また、疑義照会には至らないものの、担当教員による個別の面談なども行われ、制度的に求められている以上の丁寧な対応が行われている。

(7) 正課のフォローアップ

今年度も全教員がオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了直後の質問の受付は、時間割が許す限り、全ての科目で励行されていると言える。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取るなど、工夫されている科目もあり、FDフォーラムで経験交流も行われた。

さらに、任意参加の補習の形では、商法、憲法演習、民法演習、刑法、刑事訴訟法、要件事実と事実認定、税法務演習、国際法、民事訴訟法等で何らかの時間数の正課時間外でフォローアップが行われた。そのほか、学生の自主ゼミに教員がアドバイスに入ることもかなり実施されている。

(8) LET の活用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB 等により提供される判例、文献情報等、法科大学院の学習生活に LET は欠かせない存在となっている。

しかし、当初予定していた掲示板による質疑応答の利用率は極めて低く、教員とのコミュニケーションは対面か個別メール、クラス連絡はメーリングリストの方が活用されているようである。

また、2005 年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等で活用されている。法律基本科目(必修)で活用されている結果、相当割合の院生が利用する機会を持てたことになる。また、択一問題が容易に参照できる環境となったことから、民法や民事訴訟法などの他の法律基本科目においても、LET システム上ではなくても択一問題を授業で活用していく傾向にある。FDフォーラムで活用の仕方とその成果についても報告会を持っているがさらに普及が必要である。また、利用しやすくするため、システム自体の改善(提供者の TKC への要求と協議)も継続していく必要がある。

(9) 入学前指導など

未修者への法科大学院学習への導入をスムーズにするため、民法を中心に刑法も加えた入学前プログラムを本年度も実施した。担当は昨年度と同じ二宮教授で、スクーリングの際には上田教授により刑事法に関する講義が行われた。実施時期と内容は、2005 年度を踏襲し、テキストとして五十嵐清『私法入門(改訂版)』を用い、サブ教材とレポート課題を課し、添削指導を行った。また、スクーリングを朱雀でゼミ形式(出席任意)で行った。

実務家教員による裁判所見学は 2006 年 12 月 11 日と 18 日、実務家教員との懇談会は 2007 年 1 月 20 日開催された。

入学前プログラムについては、オリエンテーション企画とともに、未修者の法曹希望者のための「法学入門」をどのように行うのか、総合的に考える必要がある。裁判所見学については、参加者数と、実施内容が入学後でも可能であることから、あえてこの時期に行う意義が乏しいとの評価もあり、2007 年度以降は見直しを行う。

このほか、入学前ガイダンスを 9 月試験合格者に対しては 11 月 5 日(参加 113 名)、9 月および 2

月試験合格者を対象に3月18日(参加約70名)に実施し、学習案内、在学生によるアドバイスや施設見学、質問の受付や相談を行った。

(10) オリエンテーション企画

2006年度のオリエンテーションは別表のとおり実施した。基本的に2005年度と同様の企画内容である。2007年度は、朱雀移転後初めてのオリエンテーションであり、教室、施設条件が異なるため、その点の見直しが必然的に行われなければならない。また、企画内容についても、未修者への上記「法学入門」を実施することを検討する。

		* 新入生のみ行事					
月日	曜	時間	L1	L2S1	S2	場所	
4月1日	土	9:30-11:00	法科大学院新入生歓迎式典*			末川記念ホール	
		11:00-12:00	学生証等交付*				
		13:00-14:30	全体オリエンテーション① 法科大学院生活を過ごす上の基本的事項等を クラス懇談会 (全体オリエンテーションで発表されるクラス単位で行う。)			実務総合演習 (於:101) 分野:教員 公法:安本 民事:松本	未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101
		15:00-16:30	回生-クラス名(場所) 担任 L1-1A(於:103)二宮、葛井 L1-1B(於:104)佐上、黒野 S1L2-2A(於:201)大久保、平井				西園寺各教室
		16:30-17:15	選択科目説明会(外国法務演習、LC)				西園寺101
		17:30-19:30	法科大学院入学祝賀パーティー				以学館地下食堂 E-Platz
2日	日	休日					
3日	月	全体入学式				大阪ドーム	
4日	火	10:30-12:00	全体オリエンテーション② 履修登録に関する説明			未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		10:30-12:00	クラス担任・CA会議			クラス懇談会の紹介等	
		13:00-14:30	学年別懇談会(当該学年の教育目標、新司法試験等)			未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		14:30-16:30	カリキュラム・アドバイス、履修登録相談等			西園寺記念館 公法系科目相談:102 民事法系科目相談:103 刑事法系科目相談:101 先端・展開科目相談:105 実務基礎科目相談:105	
		15:00-16:00	(新入生)健康診断* L1・S1			以学館地下	
		16:30-17:30	LETの利用説明* 新入生全員対象			西園寺101(新入生全員)	
		15:00-18:00	法科大学院教科書販売(4日・5日販売あり)			西園寺104	
5日	水	9:30-10:30	ローライブラリーガイダンス*			ローライブラリー入口前集合	
		10:30-12:00	裁判制度・司法制度改革	LR&W*		未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		13:00-14:30	分野別(LR&W)	要件事実(L2・S1)		未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		15:00-16:30	(新入生全員参加)印刷室ガイダンス*			西園寺101(新入生全員)	
6日	木	9:30-10:30	ローライブラリーガイダンス*			ローライブラリー入口前集合	
		10:30-12:00	分野別(民法)	分野別(商法演習)		未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		13:00-14:30	分野別(刑法)	分野別(民法演習)		未修者:西園寺記念館103 既修者:西園寺記念館101	
		16:00-17:00	奨学金説明会(衣笠)			衣笠 存心館801	
7日	金	前期授業開始					
		14:00-15:00	ローライブラリーガイダンス*			ローライブラリー入口前集合	

2 FD等の授業改善

(1) 基本方針及びFD委員会の独立設置

法曹養成のための専門職大学院である法科大学院では、設置基準上、「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する」ことが義務づけられ(専門職大学院設置基準第11条)、これを受けて、法科大学院が受ける適格認定のための認証評価でも、この点の組織的取り組みが適切

に実施されていることが評価対象とされている。

このようなFD活動の重要性に鑑みて、立命館大学法科大学院では、2004年4月の開設の当初から、教務委員会を通じてFD活動を推進してきた。2006年度からは、さらに組織体制を明確にすることを目的に、教務委員会とは独立に、FD委員会を設け、委員長も従来のように教務委員会と兼任ではなく、別途置くこととした。今期のFD委員会のメンバーは、専門分野および理論と実務の架橋を図る法科大学院教育の理念を考慮して、公法系、民事系、刑事系、および先端・展開科目、実務基礎科目担当教員からなる11名のメンバーで構成している（うち実務家教員3名）。

FD委員会は、以上のような体制のもとで、FD活動の方針作成と具体化、その実施に向けての諸課題の提起と成果の検証を行ってきた（平均月2回開催。今年度17回開催）。活動の中心は、教学改善アンケート、FDフォーラムの実施、分析等である。さらに今年度からの新たな取り組みとして授業参観の実施、FDニュース、FDニューズレターの発行を行った。また、従来、事実上行われてきた部門や複数科目担当者における教材開発や授業改善のための協議・実践も部門別・科目別FD活動として明確に位置づけることにした。

（2） 教学改善アンケート

昨年度と同様に、法科大学院独自で、全科目・クラスにつき、前期、後期のそれぞれの Semester 開始から5回目程度のところで、各第1回目の教学改善アンケートを、また、各 Semester の終了時に各第2回目を実施した。1回目のアンケートは、その成果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム改革へ反映させることを目的としている。集約されたアンケートはただちにコピーを当該担当教員に送付するとともに、FD委員会で委員が分担して分析を行った結果を集約し、それを教授会に報告し、全体の傾向や課題を共有することに努めた。また、分析結果については、その概要を、学生向けに公表した。

1) 前期 前期は、第1回目のアンケートを5月15日からの週で実施した。難しい、説明がわかりにくい、不満などの比率が多い科目・クラスでは、前年度と比較して、それぞれ改善が見られたが、なお、必修の法律基本課目を中心に、同一科目でクラス間に説明のわかりやすさや、満足度で相当の差異が見られる科目もあり、科目毎のFD活動の推進などを通じて、なおいっそうの改善の工夫が必要となろう。

2 回目のアンケートは授業最終週に実施した。それぞれ問題として指摘された点に改善が見られたが、なかには、学生の側で授業内容や方法の趣旨を良く理解できないまま終わっているのではないかと見受けられる点もあり、今後の指導方針上の課題も残されている。

2) 後期 後期は、第1回目のアンケートを10月24日からの週に実施した。ひとつの特徴として、民事系の未修者L1クラスで、理解できる層とできない層が2分しているように見受けられる点がある。この点は、授業運営の内容・方法上の工夫に反映させられるべき課題でもあろう。第2回目のアンケートは、2006年12月の下旬に、インターネットを使った法科大学院独自の教育ツール（LET）上でアンケートの実施、集約が技術的に可能となったことを受け、授業終了後1月31日までの間に、実験的にLETを利用して実施した。従来の教学改善アンケートは、授業時間内の最後の時間に短時間実施し、その場で回収していたため、回収率は高いが、自由記述を書く余裕は余りないという側面があった。今回のLETの利用では、平均回収率は8割で、若干回収率は下がったが、その代わりに、自由記述の量が相当増えているという特徴がある。とくに2回目のアンケートは、授業を

受け終わっての、自分にとって得たもの、改善点と感じていた点の具体的改善度などを問う質問項目のため自由記述で問う部分が多い。この点が、自分のあいた時間をとって回答できるというインターネット方式にマッチしていたのかもしれない。なお、今後のアンケート方式を引き続き LET で行うか否かについては、回収率や質問項目等との関係で、今後さらに検討を進めていく。2 回目のアンケートの自由記述を見ると、1 回目のアンケートで満足度が高い科目でも、到達目標がわからなかったため、自分がどの程度到達できたのかがわからないという回答もあった。授業の最終目標を事前に明確化し、徹底させること、学生に自己の到達度を確認させるような小テストや中間レポートとその講評を実施することなどもひとつの課題となる。

(3) 授業参観

法科大学院教授会において、今年度より、授業参観を FD 活動の一環として組織的に取り組むことを決定した。その趣旨は、第一に、他の教員の授業実践の見学を通して、自己の教育方法・内容の授業改善の参考にすること、第二に、第三者の目で当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考に資すべき積極面を検証することにある。今年度は実施の初年度ということもあり、専任教員はもちろん、兼任・兼任教員も含めて、自己の担当授業と同一科目のクラスを優先的に参観すること、時間割的に困難な場合は、他の科目であっても、ともかく、各教員が必ず誰かの授業を 1 つ参観し、自分も他の教員から参観されることを目標に実施した。授業参観を行った場合は、参観教員が統一フォーマットによる報告書に、「双方向的授業の工夫」「その他優れている点」などを記入し担当事務に集約し、その後、この報告書を参観された教員及び FD 委員会の分析担当委員に送付し、FD 委員会での集約後、教授会に報告するという形で、成果や課題を共有することに努めた。

授業参観を行った教員は各セメスターの担当教員全体の比率で、前期 63%、後期 84%、被参観率は、前期 71%、後期 88%であった。とくに、後期の参加率が向上したのは、方針の徹底とともに、前期の授業参観実施を経て、他の教員の様々な授業上の工夫を参観することが参観教員にとっても良い意味で刺激になったことが反映していると思われる。

なお授業参観を通じて、教学改善アンケート中の学生の指摘（説明がわかりにくい、難しすぎる、体系的でないなど）が的外れな場合もあることや、逆に実際にその指摘があてはまるように見受けられる場合もあり、授業参観者の報告が被参観教員の今後の授業改善にとっても、ひとつの良い参考素材になり得ると思われる。

(4) FD フォーラム

今年度は、通常の FD フォーラムを 6 回とアメリカン大学ロースクールから客員教授として来日し英米法科目を担当しているチャブキン教授からアメリカのロースクールの教育方法をめぐる最新の議論状況と到達点に関する特別講演会を実施した（6 月 27 日）。

FD フォーラムでは、昨年度から引き続き、各分野の教育内容・方法上の工夫について紹介、検討を行う（第 1 回 5 月 16 日）とともに、第三者評価においても大きな評価項目となっている成績評価・基準の問題を 2 回とりあげて、問題点の分析と課題の共有化をはかった（第 2 回・6 月 13 日、第 5 回・12 月 19 日）。

また、後期は、9 月の新司法試験での合格発表の結果も踏まえて、法科大学院で行うべき法的知識・応用力の養成の到達点と課題についても検証を試みた（第 4 回・11 月 21 日）。

その他、今年度初めて実施した授業参観の実施状況と分析結果の報告（第 3 回・7 月 11 日、第 5 回 12 月 19 日）、これも認証評価の項目となっている理論と実務の架橋の法科大学院教育への反映に

ついて検討する場を設けた（3月27日）。

なお FD フォーラムの成果は、ミニニュースとして、法科大学院の HP 上で順次公開している。

回	日程	テーマ	コーディネーター	司会	報告者		
1	5月16日	LET上の法学検定試験の利用	指宿	北村	指宿		
		基礎法学・隣接科目			岡野	大平	
2	6月13日	成績評価の基準・方法	和田	酒井	和田	北村	生田
特別	6月27日	アメリカのロースクールの教育方法	市川	指宿	チャブキン		
3	7月11日	授業参観を実施して	松本	田中	松本		
4	11月21日	法的知識・応用力の養成の到達点と課題	生田	岡本			
5	12月19日	成績評価の基準・方法(2)・授業参観2	和田	葛井			
6	3月27日	理論と実務の架橋(1)法律基本科目	松本	松本	安本	佐上	藤田

(5) FD ニュースレターの発行

FD 活動の成果をある程度まとめて公開し、社会に向けて発信していくために、FD ニュースレターを発行することにした。第1号は、9月に発刊した。

(6) 各種研修会・シンポジウム等への参加

法科大学院協会主催のシンポジウムや他大学のシンポジウムにも法科大学院教員を積極的に派遣して、最新の情報を収集し、教授会でもそれを報告し、意見交換を行うなど共有することに努めている。

3 授業懇談会・学生面接

(1) 授業懇談会

前期は、L1は5月16日(火)3時間目、L3・S2は6月06日(火)3時間目、L2・S1は6月09日(金)4時間目で実施した。後期は、L1は11月24日(金)3時間目、L2・S1は11月22日(水)に実施した。ほとんどの科目が修了しつつある最終学年については、個別面接を実施することで懇談会に代えた。

なお、2007年度カリキュラム改革が実施のため、改革内容と在在学生についての経過措置を、12月6日に法科大学院院生協議会と懇談会を開催して説明し、そこでの要請も受けて、1月15日には、全学生を対象とした説明会を開催した。

(2) 個別面接

法科大学院発足以来、クラス担任制を導入している。クラス担任は、日常的にも院生から学修や生活、進路等について相談を受ける。そうした個別的な相談だけでなく、前期は、5月29日(月)～6月3日(土)に1人15分程度でクラス担任、副担任により分担して個別面談を実施した。後期は、新司法試験の結果も受けて、修了予定生の学習状況を把握するため、L3・S2全員を対象として10月25日(水)～11月6日(火)に個人面接を実施した。

(3) サポート体制

2006年度の休学者は9名、退学者は2名である。法科大学院の休学者は病気理由が多く、また休学に至らないまでも心身の悩みを抱えている者が存在する。事務室窓口や上記面接で早期に適切な指導が実施できるようにする必要がある。また、大学として、朱雀キャンパス7階に学生サポートルームを設けており、専門家のカウンセリングを受けられる体制をとっている。研究科とサポートルームの連携を図って行く必要がある。この点に係り、サポートルームカウンセラーの協力を得て、2007年2月20日教授会終了後に学生サポートに関する懇談会を実施した。

4 新司法試験関連

正課外の学生の自学自習を支援するため、2005年度に「新司法試験研究会」が設置された。正課の学習を阻害しないよう特に配慮している。2005年度は、教員の出題と講評による答案作成練習を10月から翌年3月にかけて実施したが、本年度もそれを踏襲した。すなわち、10月6日の刑事法から、民事法、公法の順に隔週で、3クール実施した。2時間試験であるが、3クール目の民事法は今年度は大大問形式とし4時間試験を行った（昨年度は民法と民訴の融合問題は同じだが、3時間試験）。

答案は出題者による全体講評と、採点を行う。これも昨年度が踏襲された。しかし、新司法試験の合格者の中から協力者も得て11月中まではできる限り添削を実施した。また、12月からは、15名の協力弁護士による「答案個別指導ゼミ」を開始し、3～7名の少人数ゼミにより、アフターケアが行われた。

2007年度からは、大学のエクステンションセンターとの連携を緊密なもとに、院生の希望に丁寧に応えていく体制を構築する。

施設・図書

1 施設

2006年9月に法科大学院大学院の施設が衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパスに移転した。移転後の教室等の施設条件は次のとおりである。

区分	状況	備考
	平成18年9月に衣笠キャンパス西園寺記念館から朱雀キャンパス中川会館に移転。 平成18年度後期 Semester より朱雀キャンパスで開講。全館無線LAN対応。	
【施設】		以下、法務研究科専用施設についての記述。
講義室	1室(110名収容)、2室(各70名収容) 70名教室のうち1室はサテライト授業が可能。	
演習室	6室(各40名収容、稼動機)	
【その他教室】		
模擬法廷	1室(61人収容、法廷部分を持ち、模擬裁判記録システム、プレゼンテーション機器を配備)	
ラウンド法廷	1室(14人収容)	
リガル・クリニック	1室(部屋構成は維持しつつ、面積を拡大。場所も外部相談者の出入しやすい位置に設置)	他に待合室(5名)、受付兼事務室、実習学生控室(12名)により構成。
自習室	2室(64名、322名。合計386名)	利用時間 7:00-25:00 休暇期間も利用可
グループ学習室	8室(各6名収容)	学生専用の給湯スペースを別に確保。
学生用印刷室	1室(約12名収容)	パソコン3台、プリンタ4台、裁断機、大型ホッチキス、穴あけパンチ他印刷・ファイリング関係備品を装備。院生協議会(学生自治会)の活動のために準備。
ワーキングルーム	1室(約16名収容)	
ロッカールーム	2室(合計408名分。修了生用フリー割当分を含む)	
カフェテリア	座席数120席。立食等では200名収容可能。	
コンピュータコーナー (生協スペース)	書籍販売ブース、学習消耗品、日用品などの生協販売スペースとして設置。	教科書・参考書をはじめとする書籍取次ぎも行う。 営業時間 平日8:30-20:00 土11:00-14:00 営業時間外は学生のラウンジとして開放。
ラウンジ	1階に24席、4階に32席、5階に48席	教員・学生が自由に使えるコミュニケーション・ラウン
事務室	1室	専用印刷室を併設
会議室	1室(40名収容)	教授会、各種委員会、FD活動等に使用。
学生面談室	2室	学生への個人ないしは少人数指導に利用
図書室	座席数297席(他に情報検索端末席12席)	利用時間 平日・土9:00-22:00、土日9:00-17:00。日祝は休館。
情報演習室	1室(45名収容、パソコン50台)	
マルチメディア ルーム(オープン パソコンルーム)	1室(20名収容)	学生が自由に利用できるオープンパソコンルーム。 利用時間7:00-25:00
ITラボ (教材作成室)	1室	マルチメディア教材の制作、編集等に使用。
教員研究室	38室	
教員研究室 (共同用)	2室(各3名収容)	他キャンパスに教員研究室を持つ教員の朱雀キャンパス滞留時使用の共同利用。
教員共同利用室	1室(共同書架、ミーティングスペース、ラウンジ、作業スペース、事務スペースで構成)	教員ミーティング、簡単な教材準備に使用。教員ラウンジを兼ねる。
講師控室	(事務室内)	兼任教員の控室(専任、兼任も使用)。
保健センター (学生サポート ルーム)	1室	学生サポートルームを内包し、学生の心理カウンセリングにも対応

2 図書

		朱雀リサーチライブラリー概要
開館時間		開講期:平日9:00-22:00 日曜日10:00-17:00 祝日閉館 (授業時は開館) 閉講期:平日9:00-20:00 土曜日10:00-17:00 日祝閉館
図書室面積		約1,300㎡
座席数		309席
端末数(利用者用)		12台(OPAC検索用3台、データベース用6台、スタンドアローン1台、LAN対応データベース用2台)
蔵書数		図書: 23055冊 雑誌:456タイトル 新聞:9タイトル(整理済み図書リストで抽出、雑誌BNは含まず)
内訳	和洋別 図書蔵書数	和書: 21885冊 洋書: 1170冊
	貸出区分別 蔵書数	当日貸出適用:15757冊(指定図書/参考書・推薦) 一般貸出適用:6647冊(朱雀図書/文庫新書)
	館内利用参考図書数	レファレンス図書:344冊 加除式資料:43冊
	和洋別 雑誌タイトル数	和雑誌:386タイトル 洋雑誌:70タイトル
	法務研究科用資料	図書:16485冊(和書:15451冊 洋書:1034冊) 雑誌:335タイトル(和271 洋64)
	経営管理研究科用資料	図書:4974冊(和書:4863冊 洋書:111冊) 雑誌:28タイトル(和22 洋6)
	公務研究科用資料	図書:1596冊(和書:1571冊 洋書:25冊) 雑誌:93タイトル(和93 洋0)
データベース数		WEB:49 DVD:8 ※その他LETから使用できるものあり
書架数		開架式:20台 電動式:36台 総段数:4030段 収容可能冊数:118380冊 カレント雑誌架:4台 360タイトル収容可
内訳	図書	16面
	製本雑誌	18面(開架:9面/電動:9面)
	新着・文庫	1面
	レファレンス資料	4面(低書架)
	カレント雑誌	8面(専用書架)
	大学紀要	2面(低書架)
	加除資料	1面

研究

1 個人の研究業績

・市川正人教授

共編著:『ケースメソッド公法〔第2版〕』(日本評論社,9月)

論文:「憲法学から見た新聞特殊指定 - 表現の自由と戸別配達制度の意義から考察する」新聞研究 660号 29-31頁(日本新聞協会,7月)

「法科大学院と公法教育」公法研究 68号 141-159頁(有斐閣,10月)

意見書:「憲法解釈論 合憲性判断基準論」法律時報増刊新たな監視社会と市民的自由の現在 - 国公法・社会保険事務所職員事件を考える 143-155頁(日本評論社,10月)

その他:「<INTERVIEW>法科大学院 REPORT 立命館大学」ロースクール研究 1号 34-39頁(民事法研究会,3月)

証言:「猿払事件判決の違憲審査基準の問題点と下級裁判所の役割」東京地方裁判所(1月)

「住居侵入罪と表現の自由」東京地方裁判所(5月)

・指宿信教授

論文:「リーガル・サービスとIT: その活用と展開をめぐる—諸外国での取り組みを参考にして」リーガルエイド研究 12号 83-98頁(法律扶助協会, 4月)

「GPSと犯罪捜査」法学セミナー619号 4-5頁(日本評論社, 7月)

「法廷プレゼンテーションとその規律—諸外国の例を参考にして」季刊刑事弁護 46巻 52-59頁(現代人文社, 4月)

翻訳:(共訳) デビッド・ジョンソン「風向きを知るのにお天気キャスターは要らない: 日本における取調べ録音/録画について合衆国と韓国から学ぶこと」法と心理 5号 57-83頁(日本評論社, 9月)

講演録:「法律図書館の課題」法律図書館連絡会 50周年記念誌 17-36頁(法律図書館連絡会, 11月)

意見書:「捜査の端緒と捜査手続」新たな監視社会と市民的自由の現在 210-223頁(日本評論社, 11月)

紹介:S.トゥロー『極刑』ロースクール研究 3号 190-191頁(民事法研究会, 11月)

司会・オーガナイズ:「三浦コレクション」情報ネットワーク法学会, 情報ネットワーク法学会・ローライブラリアン研究会, 筑波大学(2月)

「法廷用語の日常語化をめぐる - 心理学による司法過程貢献へのパースペクティブ」第1回立命館法と心理研究会, 法と心理研究会, 立命館大学(6月)

「刑事事件取調べ状況の社会学と心理学 - 可視化の是非を問う」第2回立命館法と心理研究会, 法と心理研究会, 立命館大学(9月)

「Beyond リーガルリサーチ」第6回情報ネットワーク法学会パネルセッション, 情報ネットワーク法学会, 筑波大学(12月)

報告・オーガナイズ:「サイバー犯罪の手続的諸問題」日本刑法学会第84回学術大会ワークショップ, 日本刑法学会, 立命館大学(5月)

オーガナイズ・資金調達:「図書館 de 法律情報サービス」第8回図書館総合展, ローライブラリアン研究会, パシフィコ横浜(11月)

報告:「裁判員制度導入と刑事法廷のハイテク化」司法におけるeサポートの創造的構築, 日弁連法務研究財団, 日本教育会館(4月)

講演:「市民は裁けるか: 裁判員制度」京都学園大学公開講演会, 京都学園大学(12月)

パネリスト:「裁判員裁判と可視化を考える市民集会」京都弁護士会, 京都弁護士会館(11月)

「鼎談」公開セミナー「裁判員裁判のe-Support」, 司法制度改革と先端テクノロジー研究会, 富士通総研(12月)

研究助成:立命館大学学内公募型助成金

・大川真郎教授

論文:「弁護士会の合意形成について」『市民の司法をめざして 宮本康昭先生古稀記念論文集』94-101頁(日本評論社, 12月)

講演:「司法制度改革は何を変えたか」司法制度研究集会, 全司法労働組合, 大阪(6月)

「日弁連と少数者保護」コリア研究センター公開シンポジウム, 立命館大学(7月)

パネリスト:「国民の常識を裁判に」裁判員制度シンポジウム, 法務省, 東京(2月)

座談会：「下級裁判所裁判官指名諮問委員会の三年間を振り返って」日弁連，東京（6月）

・大久保史郎教授

論文：「社会保険庁職員事件—訴訟の現段階と争点」法学セミナー3月号 52—55頁（日本評論社，2月）

「人間の安全保障と日本国憲法」法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証』279—308頁（日本評論社，4月）

「法律時評・警察国家への衝動と裁判所」法律時報78巻11号1—3頁（日本評論社，9月）

「公務員の政治的行為の制限の制定過程—国家公務員法102条1項、人事院規則147、110条1項19号および地方公務員法36条の『立法事実』をめぐって」法政論集212号1—48頁（名古屋大学，10月）

「Freedom from Fear and Want” and “the Right to Live in Peace」J.G.Ibanez, Coordinator, Derechos Humanos, relaciones internacionales y globalizacion 313—330頁（GRUPO EDITORIAL IBÁÑEZ，12月）

意見書：「『立法事実』論からみた国公法102条1項。人事院規則14-7、110条1項19号の違憲性」法律時報創刊『新たな監視社会と市民的自由の現在』114—133頁（日本評論社，10月）

座談会：「《座談会》事件・公判と一審判決をどう見るか」法律時報創刊『新たな監視社会と市民的自由の現在』30—53頁（日本評論社，10月）

講演：「“Freedom from Fear and Want” and “the Right to Live in Peace”」The International Conference on Human rights, International Relations and Globalization，Universidad Alfonso el Sabio，Madrid, Spain（3月）

報告：「国公法・社会保険事務所事件判決と治安・監視国家の現段階」民科法律部会・憲法分科会・夏期合宿，民科法律部会・憲法分科会，伊勢（8月）

・北村和生教授

論文：「行政権限不行使に対する司法救済」ジュリスト1310号 35—40頁（有斐閣，4月）

評釈：「判例評論46」判例時報1925号 188—192頁（判例時報社，6月）

教科書：共著『行政法の基本〔第3版〕』81—112頁、193—229頁（法律文化社，11月）

分担執筆：『行政訴訟の実務』771—829頁、1171—1179頁（第一法規，3月）

室井力他編『コメンタール行政法□行政事件訴訟法・国家賠償法』550—571頁（日本評論社，11月）

研究助成受領：科学研究費補助金奨励研究（A）

・小松陽一郎教授

共同編著書：『新版一問一答 民事再生の実務』（経済法令研究会，1月）

『一問一答 改正特別清算の実務』（経済法令研究会，5月）

『新注釈民事再生法 下』（金融財政事情研究会，11月）

共著書：『改正法対応 事例解説 個人再生～大阪再生物語』（新日本法規，2月）

論文：「大阪における知的財産権処理の推移と展望」金融・商事判例増刊 No.1236 204—207頁（経済法令研究会，3月）

「送信可能化行為の主体性を否定した事例」知財ぶりずむ Vol.5 No.49 45—54頁（経済産業調査会，10月）

「座談会 個人再生手続の現状と課題 - 施行後5年を経過して - (上)」登記情報 542号 6—35頁（金融財政事情研究会，12月）

講演：「知的財産特別研修」連続5回特別研修立命館大学大学院法学研究科・法科大学院、日弁連法務研究財団，立命館大学大阪オフィス（2月～4月）

「特許の消尽について」土曜パテントセミナー日本弁理士会近畿支部，関西特許情報センター（2月）

「日本における著作権判例の概要」国際知的財産権 コース JICA & (財)比較法研究センター，JICA 大阪国際センター（6月）

「倒産法入門」（共同講演）弁護修習ゼミ，大阪弁護士会，大阪弁護士会館（7月）

「著作権法と企業法務」（合計4回）日本知的財産協会，堂島アバンザ（7～10月）

「弁護士から見た技術的範囲」発明協会，南御堂難波会館（8月）

「著作権分野のケーススタディ」JICA 中国知的財産コース，JICA，JICA 大阪国際センター（10月）

「知的財産法改正の動向について」日弁連特別研修，日弁連会館（10月）

「企業競争力強化のための知的財産活用」四国経済産業局，ホテル千秋閣（徳島市）（11月）

「知財訴訟の概要」関西特許研究会，弁理士会大阪分室（12月）

「並行輸入と商標権の侵害」第二東京弁護士会知的財産法研究会，第二東京弁護士会館（12月）

・酒井一教授

共著書：『民事保全法・執行法概説』第12章担当（有斐閣，6月）

論文：「保証債務請求訴訟の国際裁判管轄と保証行為の立証」平成17年度重要判例解説309～311頁（有斐閣，6月）

学会報告：「仲裁法の利用しやすい運用を目指して」ADR法学会，京都大学（7月）

・竹瀨修教授

論文：「保険金支払債務の履行遅滞」立命館法学304号88～126頁（立命館大学法学会，3月）

判例研究：「生命保険契約につき保険契約者でない者が行った復活請求手続の効力」私法判例リマークス33号122～125頁（日本評論社，8月）

共同編集：『生命保険判例集第10巻』（財）生命保険文化センター，1月）

『生命保険判例集第11巻』（財）生命保険文化センター，9月）

その他：法務省・保険法研究会委員、法制審議会保険法部会幹事

・出口雅久教授

解説：「破産により特別先取特権とされる商事留置権と他の担保権との優劣」別冊ジュリスト倒産判例百選〔第4版〕108～109頁（有斐閣，10月）

翻訳：共訳ユルゲン・シュバルツェ「欧州連合の発展 - 共通市場から政治統合へ」立命館法学306号268～279頁（立命館大学法学会，8月）

共訳ルベルト・ショルツ「欧州連合の機関および権限」立命館法学305号185～204頁（立命館大学，6月）

学会報告：「Legal Education for Global Citizen Lawyer in the Global Society」International Forum on New Legal Education Method in the Global Society，The International Association of Procedural Law・立命館大学法学会共催，立命館大学創思館（9月）

国際学会の企画・開催：「The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society – from the Aspect of Legislative and Legal Educational Assistance to Other

Countries in Procedural Law」The International Association of Procedural Law，立命館大学創思館（9月）

研究助成受領：科学研究費(B)「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播」

立命館大学国際連携共同研究「ヨーロッパ法研究」

その他：2006年ドイツ連邦共和国功労勲章功労十字小綬章(das Verdienstkreuz am Bande des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland) 受章（6月）

・平井利明教授

執筆担当：「所有権付きで売買された建設機械の買受人について即時取得が認められなかった事例」『判例・実務 債権管理』187頁（株式会社商事法務，3月）

「継続的商品供給取引において売主に不安の抗弁権の行使を認めた事例」『判例・実務 債権管理』200頁（株式会社商事法務，3月）

「健診で肺癌を見落とし5年生存率低下に400万円」日経メディカル 468号 183頁（日経BP社，11月）

講演：「契約書作成上の留意点」債権管理実務研究会名古屋月例会，株式会社商事法務，名古屋市（2月）

「動産売買の先取特権物上代位による転売代金差押えについての実務上の留意点」及び「電子債権の概要」大阪審友会勉強会，大阪審友会（注：大手総合商社5社各大阪本支店の審査部門による会），大阪市（3月）

「裁判例の読み方と実務への応用法」債権管理実務研究会大阪月例会，株式会社商事法務，大阪市（5月）

「医療安全について（医療法改正及び最近の事例を踏まえて）」医療安全管理対策研修会，全国自治体病院協議会和歌山県支部，和歌山市（11月）

・松井芳郎教授

編集代表：『ベーシック条約集』2006年度版（東信堂，4月）

『判例国際法〔第2版〕』（東信堂，5月）

論文：「1930年国際法典編纂会議における国家責任法」松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』101-125頁（東信堂，3月）

「現代世界における紛争処理のダイナミックス」世界法年報 25号 3-42頁（世界法学会，3月）

「東アジア共同体と“大東亜共栄圏”」西口清勝・夏剛編著『東アジア共同体の構築』280-299頁（ミネルヴァ書房，8月）

書評：「島田征夫編著『国内避難民と国際法』」平和研究 31号 166-169頁（日本平和学会，10月）

・松本克美教授

論文：「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント訴訟と大学の教育研究環境配慮義務—大学と加害教員の責任の並存及び大学の処分相当性をめぐって—」立命館法学 300号 453-488頁（立命館大学法学会，1月）

「不当労働行為と消滅時効—鉄建公団訴訟東京地裁判決の時効論の検討—」労働法律旬報 1618号 19-24頁，労働法律旬報 1618号（労働旬報社，2月）

「民法 724 条後段『除斥期間』説の終わりの始まり—除斥期間説に基づき判例を統一した最判 89 年の再検討—」立命館法学 304 号 316—339 頁（立命館大学法学会，3 月）

「セクシュアル・ハラスメント—立法・裁判動向の概観と労働及び教育研究現場での防止責任の焦点」日本の科学者 41 巻 7 号 10—15 頁（日本科学者会議，7 月）

「民法 724 条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性—筑豊じん肺訴訟最高裁 204 年判決の射程距離—」立命館法学 307 号 148—205 頁（立命館大学法学会，10 月）

「企画趣旨および民法学の視点から」法の科学 37 号 174—179 頁（民主主義科学者協会法律部会，11 月）

「法と心理の交錯—民事法の観点から」二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働—女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』24—42 頁（不磨書房，12 月）

判例解説：「国に対する損害賠償請求と消滅時効—最高裁昭和 50 年 2 月 25 日第三小法廷判決」行政法判例百選〔第 5 版〕（別冊ジュリスト 181 号）（有斐閣，5 月）

判例批評：「児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点」法律時報 78 巻 9 号 105—108 頁（日本評論社，8 月）

その他：「欠陥住宅をめぐる判例の到達点と課題」消費者法ニュース 65 号 123—125 頁（消費者法ニュース発行会議，1 月）

「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと大学の自治・教授の権利」ジェンダーと法 3 号 133—135 頁（ジェンダー法学会，7 月）

「靖国違憲国賠訴訟における被侵害法益論—国家賠償責任の成立要件の判断方式との関連で」法と民主主義 410 号 8—11 頁（日本民主法律家協会，7 月）

「トンネルじん肺訴訟判決の意義」法学セミナー 623 号 2006 年 11 月号 4—5 頁（日本評論社，10 月）

意見書(原告側)：「国家賠償責任の成立要件の判断順序」東京高裁・平成 17 年（ワネ）第 1143 号・平成 17 年（ワネ）第 1146 号靖国神社参拝違憲損害賠償請求等事件，東京高裁（1 月）

「民法 724 条後段の期間の性質と適用制限論」平成 17 年（ワ）第 7168 号 損害賠償請求事件(足立区女性教員殺害・死体隠匿事件)，東京地裁（2 月）

学者証人(原告側)：「民法 724 条後段の期間の性質」平成 14 年（ワ）第 241 号（群馬・中国人強制連行・強制労働訴訟），前橋地裁（5 月）

パネリスト報告：「耐震偽装問題と国・自治体・金融機関の責任」欠陥住宅被害全国連絡協議会・第 20 回大会，欠陥住宅被害全国連絡協議会，静岡（5 月）

「日本の戦後補償訴訟の現状と課題—過去の清算の視点から」日韓共同研究シンポジウム・韓国の過去清算と日本，立命館大学コリア研究センター主催（ジェノサイド学会・4.3 研究所共催），韓国・済州島（10 月）

特別報告：「構造計算偽造問題と国・自治体・銀行の責任」シンポジウム・耐震偽装事件の被害救済とあるべき建築生産システム，日本弁護士連合会，東京・弁護士会館 2 F・講堂クレオ A（6 月）

研究報告：「児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点」末川民事法研究会，キャンパスプラザ京都（6 月）

「安全配慮義務論・時効論・除斥期間論」中国人戦後補償訴訟全国弁護団理論合宿研究会，中

国人戦後補償訴訟全国弁護団，福岡（7月）

「中国残留孤児訴訟と時効・除斥期間問題」中国残留孤児訴訟・東京弁護団勉強会，中国残留孤児訴訟・東京弁護団，東京（8月）

「トンネルじん肺訴訟における国の発注者としての安全配慮義務違反の主張・立証責任」全国トンネルじん肺訴訟弁護団研究会，全国トンネルじん肺訴訟弁護団，東京（12月）

「欠陥建築物の購入資金を融資した金融機関の買主に対する法的責任」欠陥住宅京都ネット・京都事件弁護団，京都（12月）

コメンテーター：「クリニックのカリキュラムにおける位置」シンポジウム・グローバル化する臨床法学教育，早稲田大学法科大学院，早稲田大学（9月）

調査：科学研究費補助金 基盤研究(C)「＜精神的損害＞概念の再検討—＜心の傷と癒し＞の民事責任論・損害論・時効論の研究」(研究代表・松本克美)による文献・資料収集調査：ドイツ(ベルリン、ドレスデン、ベルリッツ、バウツェン，2006年8月7日～17日)

・渡辺惺之教授

論文：「外国訴訟差止命令—日本の裁判所は命令できるか」松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』229～255頁(東信堂，3月)

「国際的な知的財産権侵害訴訟の裁判管轄」大阪大学法制実務連携センター編『企業活動における知的財産』231～245頁(大阪大学出版会，9月)

判例解説：「外国の港を陸揚地とする船荷証券の無効を宣言する除権決定を求めるため申し立てられた公示催告について、これら手続は義務履行地国で行われるのが最も適切であるとして、日本の裁判管轄を否定し、申立てを却下した事例」(東京簡裁平成17年10月20日決定)Lexis判例速報6(2006年4月)号61～65頁(レクシスネクシスジャパン，4月)

「外国に輸出販売している製造品につき、競業日本会社が知的財産権侵害に当たるとして外国の代理店に輸入販売の即時停止を求める警告文書を送付した行為に対する差止仮処分請求について、条理により最密接関連国法として日本法を適用し判断した例」(知財高裁平成17年12月27日決定)Lexis判例速報6(2006年6月)号(レクシスネクシスジャパン，6月)82～87頁

学会報告：「国際民事裁判管轄の再検討」国際法外交学会，横浜国立大学（10月）

研究会報告：職務発明にかかる外国で特許を受ける権利の移転による対価請求 最判平成18年10月17日」知的財産判例研究会，比較法研究センター，大阪倶楽部（12月）

講演：「国際的な知的財産権侵害紛争」比較法研究センター，JICA研修センター（11月）

2 海外出張等

VISITS FROM THE FACULTY AND THE SCHOOL OF LAW					
	NAME	DATE	Destination	Purpose	
Professor	Deguchi Masahisa	February 20 – March 4, 2006	Germany	Led a group of students for overseas study (February 20–March 1) and gathered materials at Freiburg University (March 1–4).	海外セミナー引率 (2/20–3/1) フライブルグ大学での資料収集 (3/1–3/4)
Professor	Deguchi Masahisa	March 22 – 27, 2006	Germany	Participated in a Conference of the German Association of Civil Procedural Law.	ドイツ民事訴訟法学会への参加
Professor	Deguchi Masahisa	June 3 – 11, 2006	Canada	Participated in the International Law Association Symposium.	International Law Association シンポジウムへの参加
Professor	Deguchi Masahisa	July 15 – 23, 2006	Germany	Preparation for joint research on European Law at Saarland University and Freiburg University.	ザーラント大学およびフライブルグ大学におけるヨーロッパ法共同研究会の準備
Professor	Hirano Hitohiko	August 11 – 24, 2006	U.S.A.	Field work relating to the operation of the Washington Seminar (Ritsumeikan University School of Law). Included meetings for program development at the Washington School of Law.	法科大学院ワシントンセミナー実施に伴う現地調査。WCLでのプログラム開発協議他
Professor	Ibusuki Makoto	May 1–10, 2006	Republic of Ireland U.K.	Research and gathered materials on the use of IT in the legal systems of Northern Ireland and the Republic of Ireland.	北アイルランドおよびアイルランドにおける司法のIT活用状況調査
Professor	Ibusuki Makoto	September 7 – 15, 2006	Australia Thailand Singapore	Attended an explanatory meeting of the Kyoto Seminar for students and meetings with lecturers (Thammasat University, Singapore University, University of Sydney, University of NSW).	京都セミナー受講生向け説明会および担当教員との打ち合わせ(タマサート大学、シンガポール大学、シドニー大学、ニューサウスウェールズ大学、他)
Professor	Matsumiya Takaaki	September 13 – 17, 2006	China	Lectured at Shandong University and visited Renmin University of China.	山東大学での講演および北京人民大学訪問
Professor	Matsumoto Katsumi	August 7–17, 2006	Germany	Gathered materials, literature and participated in hearings for the Kaken-C research project “Legal Theory on Civil Legal Remedy of Latent Damage” funded by the Ministry of Science and Education.	「精神的損害」概念の再検討」に関する資料・文献収集、ヒアリング調査
Professor	Matsumoto Katsumi	October 13–15, 2006	Republic of Korea	Presentation at the third and fourth-team of the Japan-Korea joint research for Kaken-A research project “Democratization and Laws in modern Korea”, participated in fieldwork and gathered materials.	研究基盤研究(A)「現代韓民主化と法」の第3期第4期日韓共同研究会への報告、およびフィールドワーク参加ならびに資料収集。
Professor	Miki Yoshikazu	May 18 – 22, 2006	China	Lectured to the students of Beijing University and participated in the International Tax Procedure symposium hosted by Beijing University.	北京大学主催の国際税務訴訟シンポジウムへの参加と北京大学生に対する講演
Professor	Miki Yoshikazu	September 7 – 9, 2006	Republic of Korea	Attended a joint research group with the University of Seoul Graduate School of Science in Taxation.	ソウル市立税務大学院との共同研究への出席
Professor	Ninomiya Shuhei	November 2 – 5, 2006	Republic of Korea	Interview research at the Family Court in South Korea.	韓国家庭裁判所の訪問調査
Professor	Okamoto Masaharu	July 10 – 17, 2006	U.S.A.	Research on disciplinary procedures for lawyers in the U.S.A. for the Lawyers Ethics Committee of the Osaka Bar Association, etc.	大阪弁護士会弁護士倫理委員会による米国弁護士懲戒手続の調査等

3 科研費交付状況

研究代表者氏名	研究種目	研究課題名	直接経費18年度(千円)
上田 寛	基盤研究S	グローバリゼーション時代における 国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究	5000
渡辺 惺之	基盤研究A	多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する 国際家事手続法制の整備に関する調査研究	4300
二宮 周平	基盤研究B	多角的なジェンダーの視点による正義概念の 再構築と正義感覚への架橋をめざす研究	2900
佐上 善和	基盤研究C	甲類家事審判事件の審理構造に関する研究	600
北村 和生	基盤研究C	行政の規制権限不作為と司法統制に関する 日仏比較法研究	400
松本 克美	基盤研究C	<精神的損害>概念の再検討—<心の傷と癒し>の 民事責任論・損害論・時効論の研究	800

<分担金>

研究分担者氏名	研究代表者	研究種目	研究課題名	平成18年度分担金額(千円)
指宿 信	一橋大・ 大学院法学研 究科・教授 村岡 啓一	基盤研究 A	刑事弁護人の 役割と論理	200
森下 弘				200

認証評価機関による認証評価

専門職大学院は5年に1度、認証評価機関による認証評価を受けなければならない。本法科大学院は2007年度に日弁連法務研究財団による認証評価を受けることを決め、同財団と契約を締結した。

以上